門司港デザインハウス商品認定基準

この規程は、門司港デザインハウスの商品に認定する基準について、必要な事項を定める。

【資格】

認定を受けようとする者は、門司港クラフトデザイン協会の会員であること。

【対象品】

認定する商品は、店舗のコンセプトに沿った以下のどれかの号に該当する商品に限る。

- (1) 門司港をイメージしたもの
- (2) 門司で作られたもの
- (3) 門司の材料で作られたもの
- (4) 門司出身者が製作したもの
- (5) その他、本会が特に必要と認めるもの

【認定申請】

認定を受けようとする者は、申請書を協会に提出するものとする。

【認定基準】

認定の基準は、他に定める法等の関係法令に違反しないもので以下の条件を概ね満たすものとする。

- (1) 技術、品質が優良である
- (2) 市場が十分にある
- (3) デザイン、色彩が優良である
- (4) 合理的な価格である
- (5) 店舗のコンセプトに沿ったものである

上記以外で、本会が特に必要と認める商品である。

【認定審査】

審査は、審査部会において行う。

認定の可否については、審査部会の可決で決定する。

【認定の見直し】

この認定は、適宜、審査部会で見直すことができる。

【その他】

この規程に定めのない事項については、理事会において決定する。

附則

この規程は平成24年9月19日より施行する。